

## 平成 29 年度 第 1 回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

□と き 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

□ところ 市役所別館 3 階 302・303 会議室

□出席者 長谷川委員、西野委員、大脇委員、山本委員、本田委員、寺田委員、樫尾委員、永山委員、谷井委員、河波委員、前田(由)委員、河野委員、吉野委員、前田(崇)委員、富田委員、篠原委員

(欠席者) 宮本委員、西委員

□事務局 (健康福祉部) 高川部長

(ふれあい福祉課) 森岡課長、佐藤係長、東野係長、西島主査、辻主査、喜多主査

□開会 (午後 1 時 30 分)

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから第 1 回加賀市健康福祉審議会障害者分科会を開会いたします。

それでは、会議次第に従いまして、進行して参りたいと思います。

まず、新たに委員の御承認を頂きました方をご紹介します。

加賀市社会福祉協議会から 山本 甚市 (やまもと じんいち) 様です。

(山本委員)

社会福祉協議会の 山本です。このたび、人事の交代で、前任者が退会したので、後任になりました。よろしく申し上げます。

(事務局)

加賀市保育士会から 寺田 妙子 (てらだ たえこ) 様です。

(寺田委員)

どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

どうもありがとうございました。

錦城特別支援学校から 宮本 直哉 (みやもと なおや) 様も新たに委員の御承認を頂いておりますが、本日はご都合によりご欠席とのご連絡を頂いております。

なお、金城大学 西 郁代子 (にし かよこ) 様につきましても、ご都合によりご欠席とのご連絡を頂いております。

それでは、ここで、簡単ではございますが、事務局の紹介をさせていただきます。

※職員を順に紹介

それでは、健康福祉部長の高川がご挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長)

みなさんこんにちは。今日はお忙しい中平成 29 年度第 1 回障害者分科会に出席いただきありがとうございます。また、新たに委員になっていただいた方には、重ねてお礼を申し上げます。

市では、平成 27 年度に第 4 期加賀市障がい者計画及び障がい福祉計画において、「障がいの有無にかかわらず、あたりまえの生活ができるまちづくり」を掲げ、推進をしております。本年は、3 か年の最終年になります。同時に、第 5 期の計画の策定の年でもあります。

本日は、当分科会において、第 4 期の進捗状況と第 5 期の計画策定に向けて、計画の策定に必要な市民へのアンケートについてご案内して、皆様のご意見を頂きたいと思っております。

第 5 期の計画策定におきましては、障害者総合支援法並びに児童福祉法の改正において、障害児のサービス提供についての計画の構築、障害児への福祉計画の構築が市に義務つけられました。障害児の福祉計画についても、ご意見を頂きたいと思っております。

また、4 月に施行した「加賀市手話言語条例」の取り組みについて、障害者差別解消法地域協議会の設置についても、みなさまのご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ここで、本日の資料について、確認をいたします。

本日の資料は、分科会の「次第」、「委員名簿」、資料 1 から資料 8 までを、事前に皆さまへご送付いたしております。

今日の追加資料として、資料 7 の追加資料として「加賀市手話言語条例の解説」、資料 9、「ご意見・ご質問の内容」、「座席表」、「障がいのある人のサポートプラン」(第 4 期計画)につきまして、配布いたしております。

皆さまへの送付・配布漏れがありましたら、お申し付けください。

それでは、議事にはいらさせていただきます。長谷川会長に進行をお願いします。

(長谷川会長)

委員のみなさんこんにちは。本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

進め方といたしましては、議事を 3 つに分けて事務局より説明いただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。

議事の「(1) から (3)」まで、「(4) から (6)」まで、「(7) から (8)」までを、まとめた説明と質疑応答といたします。

議事の (6) 終了後に休憩をはさみ、議事 (9) までの終了予定を、午後 3 時 30 分としたいと思います。

なお、本日の会議でございますが、委員 18 名中、現時点で 16 名が出席をいただいておりますので、加賀市健康福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、事務局より議事の (1) から (3) まで、説明をお願いします。

(事務局)

資料 1 について説明

資料2について説明

資料3について説明

(長谷川会長)

資料1から3まで事務局からの説明が終わりましたので質疑応答に入りたいと思います。まず、各委員より事前に提出いただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

①こども育成相談センターへの通所児の状況について。

関係課の子育て支援課やこども育成相談センターにも伝えたいと思う。また、相談いただけたらと思う。

②ユニバーサルデザインの推進について。

バリアフリー構想は、駅などの公共施設がある地区、高齢者や障がい者が集まる地区などの「重点整備地区」において、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を一体的に推進するもの。加賀市では、現在、関係課で土地利用の方向性を定める都市計画マスタープランを平成29年から30年にかけて、内容の改正を進めている。それを待って、バリアフリー構想の策定について、関係課と検討したい。

③地域見守り支えあいネットワーク制度の推進について。

見守り支えあいネットワークは、市としても積極的に発信をしていきたい。制度の説明や進捗状況については、今年3月の見守りトークや2月の防災講座などで、進捗状況の説明をした。また、山代地区のよろしくトークなど、当事者が集まる機会に出向いて、制度の説明と進捗をしていきたいと思っている。市でも気を付けてみていくが、声をかけてもらえると大変ありがたい。

④同じく、地域見守り支えあいネットワークについて。⑪と併せて説明したい。

ネットワークでは、自力で避難できない方の登録を推奨している。地域の支えあい互力が必要な方には、ぜひ登録してほしい。登録の目安として、障害等級1～2級の方、または独居の方、特に配慮が必要な方を対象にしている。なので、手帳所持者全員が対象ではない。手帳所持者で、なおかつ心配な方、配慮が必要な方の登録を勧めている。民生委員、児童委員の協力をいただいて、個別訪問してもらっている。市でも、手帳の新規交付の際に、登録の勧奨をしている。今後この基準で進めていきたい。

⑤、⑥就労移行支援事業所について。

市内に、4つの事業所があったが、平成28年度に2つの就労移行支援事業所が休止。残りの2つの事業所も、平成29年度に廃止され、現在は就労移行支援事業所がない状態となっている。

廃止、休止の理由は、利用者の減少とのこと。しかし、市としては就労移行支援事業所の受け皿は必要と考えている。今後は、休止中の就労移行支援事業所に対し、事業再開の依頼をするのと同時に、新規参入の働きかけをしていきたい。

当面は、市外の事業者の協力を得ながら、希望者に支援できる体制を維持したい。

⑦、⑧相談支援事業所について。

相談支援専門員は、市内に13人。手帳所持者の総数が4,234人なので、質問にそのままお答えすると、相談支援専門員一人当たりの担当は、325人となる。参考までに実際の利用者は、693人なので、一人当たりの担当は53人となっている。

一般相談と指定特定相談は、これまで一体的に進めてきた。しかし、計画相談専門の指定特定

相談を認めることで、相談員の負担の軽減につながり、日常的な一般相談を受けやすくなったと、考えている。

指定特定相談事業所の新規参入への働きかけや、国が進める基幹相談支援センターなどの新しい体制も視野に、検討を進めている。

地域生活支援拠点について。

全国で推進モデル事業が行われ、その結果が平成28年度に公表された。同年12月には、その留意点も示されている。

留意点としては、物理的な1か所の設置ではなく、

- ① 相談機能
- ② 体験の機会や場所
- ③ 緊急時の受け入れや対応
- ④ 専門性
- ⑤ 地域の体制づくり

の機能が、地域内に整っている設置が可能と示された。

全国的に設置が進んでいない状況から、平成32年度末までに設置の期限は延びている。

好事例集の策定があるとのことなので、市としては、どのような設置がいいのか検討している段階。

今後の検討は、当分科会やじりつ支援協議会から意見を頂きながら、慎重に進めていきたい。

⑨相談支援専門員について。

一人当たりの取扱件数の基準や件数の上限などは、国から示されていない。これは、相談内容やサービス内容が対象者によって違うためで、一律に上限が設定できるものではないとの考えから。

市としても、課題があることは承知している。相談支援体制の在り方について、相談支援の質の維持も含めて、体制検討会を今年度も引き続き行っていきたい。

⑩施設入所者の地域生活への移行について。

国の指針に即しているが、全てを国に合わせる必要はないため、市独自の基本理念を定めることは可能と考えている。

第4期は「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり」としている。第5期についても、現在の基本理念を基にしながら、策定しようと考えている。つきましては、盛り込みたい「キーワード」や修正案などがあれば、ご提案願いたい。

成果目標についても、これから行うアンケート調査で市独自の課題が見えてきたら、その解決に向けての目標設定を考えている。

(長谷川会長)

議事の(1)から(3)までの事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(榎尾委員)

②と③について、追加質問をしたい。

②のバリアフリーについて。この回答はおかしい。山代温泉の総湯が平成21年にできたとき

から点字ブロックの敷設をずっとお願いしてきた。しかし、いまだに敷設されていないのは、おかしい。

知人が訪れたときに「あなたのまちは、点字ブロックが一つもない。おかしい」と指摘された。

堀口課長のときにも言ったが、「できないのなら、なぜできないのか、するのなら、いつするのか」といった具体的な回答が全くないので、「安心、安全のまちづくり」の理念からかけ離れている。

③の支えあいネットワークについて。

ネットワークに登録しているのはいいが、登録した人に対する「どのようになっているのか」の説明がない。システムの説明はあるが、その先の具体化がない。実際のことについての説明をほしい。

(事務局)

②バリアフリーについて。

総湯付近に点字ブロックがないため、不自由な思いをされていることについて、お詫びしたい。

参考として、平成24年度に2つのバリアフリー関連の条例を策定している。この条例は、通路の幅や勾配について、技術的なことを定めている条例で、策定は建設部となっている。

点字ブロックがなく、不自由ということについては、管理部署に伝えていく。

③見守り支えあいネットワークについて。

制度の説明はしているが、進捗状況を説明できるよう、調整していきたい。市としても、もっと説明していきたい。

(谷井委員)

一般就労に関して。

国が障害者雇用率を2021年に2.3%に設定した。平成29年度以降の計画も策定された。市内44社を対象に計画訪問を実施し、雇用率実績は2.14%とのこと。一定の評価はされているが、従業員50人以上の44社のうち、雇用率を達成している企業数を知りたい。

全国では、企業数は48%ときく。分析データでは、雇用する企業側の目標と雇用される側とでは、大きな差がある。長期間の雇用につながっていない。従業員50人以上だけでなく、50人未満の企業にも啓発しているとの話だが、計画訪問等で何かつかんだことはあるかどうかを知りたい。また、課題についても知りたい。

(事務局)

平成27年度より、継続的に企業訪問をしている。

企業の声として、「なかなか繋がらなかった」「継続してもらうことが、難しかった」「一般就労であっても、継続は難しかった」などの声があった。

「サポートをする人がいる」などの、継続就労に力を入れている企業は、続いている。

企業側としては、身体障がい若くは若い人を望む傾向がある。しかし、そういう人は、すでに就労が決まっていることが多い。企業側が求める人材と、就労を求める人とのミスマッチが出ている。

達成率がわかったら、後日報告したい。

(谷井委員)

分析によると、障がい者の傾向は、仕事に対して甘えがある。「誰かが守ってくれる」という意識がある。また、「成果を出す」意識が低い。

企業側は、雇用率をキープするのが義務になっている。障がい者の質よりも、雇用率のクリアが優先されている。障がい者を教育するという意識が欠如している。

双方の溝をつなぐようにしなければならない。このようなことを反映して、企業訪問などを行ってほしい。

(篠原委員)

確認を一つと、質問を二つ。

①特別支援学校の調査について。

調査した学校以外にも、県内にはたくさんの特別支援学校があるが、そこには、加賀市の子どもは通っていないということか。

②成年後見制度について。

平成28年度実績をみると、大変少ない。ほっこりからの情報とのことだが、ほっこりには、たくさんの相談があると聞いている。この差について、教えてほしい。

③各種サービスの平成29年度の見込み数について。

7項目の数値が減少している。普通は増加するのではないか。どうしてか。

(事務局)

①特別支援学校の把握について。

今回は、表記の学校のみでの調査のため、他の学校は調査していない。今後は対象を増やして、確認していく。

②成年後見人制度について。

ほっこりについては、相談件数が多いのは承知している。延べで500件ほど。実人数は確認が取れていない。

③平成29年度の見込み件数について。

特に件数の減少の多いものから。訪問系サービス。ヘルパーが足りていないため、という状況。計画相談支援。目標値に早く到達したため。就労移行支援。加賀市においては、事業所が休止や廃止のため、現状ゼロということが、関係している。

(長谷川会長)

それでは、次に、事務局より議事の(4)から(6)まで、説明をお願いします。

(事務局)

資料4について説明

資料5について説明

資料6について説明

(長谷川会長)

それでは、議事の(4)から(6)までについて、質疑応答に入りたいと思います。各委員より事前に提出いただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

⑫アンケート調査について。

対象の件数については、統計学上で95%の信頼度が得られる件数となっている。また、アンケート調査のほかにも「3障がい連絡協議会」や相談支援専門員へも調査を行いたいと思ってい

る。計画を策定する上でのニーズの把握は、可能であると考えている。

「利用したいサービスがない」「わからない」といった回答について。

その回答自体が、利用者の声のひとつではないかと考えている。今回のアンケートで、このような回答が増えるようであれば、第5期の課題として解決策の検討を行う必要があると考えている。

アンケート調査の対象は、無作為抽出をしている。サービス受給者、無受給者それぞれから回答が得られる。サービスを受けていない人の声を分析することも可能と考えている。

悩みの相談相手が家族など身近な存在であるということは、良い結果と考えている。今回、行政や相談員、民生委員が減少するようであれば、相談窓口として、案内を強化していく必要があると考えている。

⑬点字によるアンケート調査票の作成について。

アンケートの回答が、家族でも記入可能になっていることや、分科会終了後にアンケート内容の最終確定を行い、その後に点訳をすると、時間的な問題が出てくる。点字による案内文を送り、ふれあい福祉課員の支援で対応したいと考えている。

(長谷川会長)

議事の(4)から(6)までの事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(谷井委員)

アンケート調査について。

「悩みの相談相手の半数以上が、家族など身近な存在なのは、いい傾向」とのことだが、本当にそう思うか。

(事務局)

身近に相談できる人がいるという風にとらえることができるのではないかと考えた。

(谷井委員)

実態は、「誰に相談すればいいか、わからない」という背景があるのではないかと思う。だから、相談相手が家族や知人になってしまう。周りに、どこに、相談員がいるかを理解していない。認知度が低い。

自分の住まいの近くにどういう相談員がいるのかすら、理解していない。考えるべきは、反対である。気軽に心を開いて、相談できる人がほしいと、思っている。アンケートの回答が、家族で、本当にいいのか。

孤立を減らしていく、そういうリスクを減らしていく。こういう人をみんなでカバーしていく体制を作る必要があるのではないか。そういう体制を柱とすることが、優しい福祉を作るということに、つながるのではないか。

(事務局)

どこに相談したらいいのかわからない、ということについては、市の相談窓口や相談員の周知を継続的にしていく。

計画策定にあたっては、全ての人の意見を聞くということは大変重要であるが、計画の方向性をつかむためのアンケートなので、ある程度の信頼性をとれる数字だけで対応したいと考えている。全員に送るとなると、答えることへの苦勞も出てくると思うので、ある程度の数で考えてい

る。

(長谷川会長)

ありがとうございました。

本来は休憩の予定でしたが、時間がかかり押しているのです、このまま審議を続けます。

以後の議事の中に、承認事項が1点ありますので、議事(8)を先にします。

それでは、議事(8)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料8について説明

(長谷川会長)

特にご意見がないようでしたら、当分科会を障害者差別解消支援地域協議会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、当分科会を障害者差別解消支援地域協議会と位置付けることといたします。

(長谷川会長)

それでは、次に議事の(7)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料7について説明

(長谷川会長)

それでは、議事の(7)から(8)までについて、質疑応答に入りたいと思います。各委員より事前に提出いただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

⑭地域協議会の設置について。

事例の集約の役割は、ふれあい福祉課に設置してある「障がい者を理由とする差別に関する相談窓口」が担うことになる。また、じりつ支援協議会や3障がい連絡協議会などから寄せられた事案があれば、集約のうえ、必要に応じて提示していく。

(長谷川会長)

その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、次に議事の(9)ですが、報告ということですので、事務局をお願いします。

(事務局)

資料9について説明

(長谷川会長)

事務局からの報告が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(篠原委員)

要領の5, 6, 7条について。

5条、懲戒処分について。大変厳しい文言が書かれているが、どのような事例のときには、どのような処分を行うのか、わかる範囲で教えてほしい。

6条。相談員を総務課課長が指名することになっている。現在、相談員は何人いるのか。また、どういう機能をしているのかを教えてほしい。

7条。職員に対する研修について。新任、階層別の研修などが挙げられている。市として、こ



のマニュアルの最低限度の研修内容がされているかどうかを知りたい。

(事務局)

5条に関しては、人事的なことなので答えられない。

6条の相談員は、総務課人事系の職員と、ふれあい福祉課の職員が対応していくことになっている。人数まではわからない。ふれあい福祉課は全9名。人事係は、他部局のため答えられない。

7条の研修は、管理職研修を行うことになっていると聞いている。その後に、一般の職員の研修を行う。また、新規採用の職員に対しては、7月に実施予定と聞いている。

(篠原委員)

一般の職員には、いつ正式なものが配布されるのか。

(事務局)

正確な日は確認していない。

(篠原委員)

早くしてほしいと、ずっとお願いしてきた。ぜひ速やかに対応していただきたい。

(長谷川会長)

まだ何か、ご質問等ございますか。

(樫尾委員)

事前質問にも書いたが、分科会のあり方として。

事前資料が1週間前に送られているので、説明はポイントだけにしてほしい。その代わりに、質疑応答に時間をかけていただきたい。

(長谷川会長)

次回の進行について、検討したい。

他にございませんでしょうか。

よろしければ、本日の議題については、すべて終了しました。

委員の皆様方には、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。

また次回、よろしく願いいたします。

(事務局)

皆様、長時間のご審議、ありがとうございました。

次回会議は、11月上旬を予定しています。日程が決まりましたら、文書でご案内しますので、よろしく願います。

これをもちまして、本日の障害者分科会を終了いたします。

お気を付けてお帰りください。

□閉会 (午後3時30分)